

細 則

1. 会計（会費月額）に関する細則

- ・ 会費は、5月に1年分（月額 200 円合計 2400 円）を一括納入する。
- ・ 年度途中の転出入者の会費は、月額単位で算出する。
- ・ 転出入日の属する月は会費の対象とし、残月分を返金、集金する。

2. 総会に関する細則

総会での決議事項および報告事項は以下のとおりとする。

（決議事項）

- ・ 活動方針
- ・ 年間活動計画及び予算の承認
- ・ 決算の承認
- ・ 規約改正
- ・ 役員及び会計監査委員の選任
- ・ その他重要事項であって運営委員会が決議事項と決定したもの
- ・ その他本規約で決議事項と定めたもの

（報告事項）

- ・ 活動報告
- ・ 決算報告
- ・ 細則の制定及び改廃の報告
- ・ その他本規約で報告事項と定めたもの

3. 運営委員会に関する細則

（任務）

- ・ 活動方針の作成
- ・ 年間活動計画案の決定および総会への提出
- ・ 予算案の決定および総会への提出
- ・ 規約改正案の作成および総会への提出
- ・ その他重要事項であって総会で決議すべきと決定した議案の作成および提出
- ・ 各委員会の連絡調整および提案事項の検討

（役員を選出）

- ・ 役員は、推薦委員会が候補者を選出し総会で決定する。

（役員および会計監査委員の欠員）

- ・ 役員欠員に関しては、残りの任期を考慮し、運営委員会において必要と

判断された場合に限り、運営委員会メンバーからの補充を行う。

- ・ 各委員会における運営委員の欠員に関しては、残りの任期を考慮し、運営委員会および各委員会において必要と判断された場合に限り、各委員会の委員より補充を行う。

(運営委員会に設置する委員会)

- 1 校内委員会
- 2 校外委員会
- 3 推薦委員会
- 4 特別委員会

1 校内委員会

(任務)

校内委員会は、子どもたちの学校生活を支援し、学習環境をよりよくする校内活動を主に行う。

- ・ 校内委員会は、校内委員長が招集する。
- ・ 係活動を設けて会員全員で協力して活動する仕組みを作り、円滑に行われるように努める。
- ・ 活動は、年度の活動方針にそって決定する。
広報誌作成・校内環境整備
- ・ 年間活動計画案を運営委員会に提案し、年間の活動を総会で報告する。

(選出)

- ・ 校内委員の選出は、新2年～6年より8名を選出する。
- ・ 選出は、前年度内とする。
- ・ 任期は、4月から翌年の3月の1年間とする。
- ・ 次年度の校内委員は、校内委員とともに次年度の年間活動計画案を運営委員会に提案することができる。
- ・ 委員に欠員が生じた場合、残りの任期を考慮し、校内委員会で必要と決議された場合に限り、欠員が生じた学年より補充する。
- ・ 令和4年度より4役経験者は全委員会（校内・校外・推薦）の4役・2役を永久免除とする。但し、本部役員、その他の委員は対象外。

2 校外委員会

(任務)

校外委員会は、地区連絡員と協力しながら、子どもたちの登下校の安全および地域内の安全を図る。

- ・ 校外委員会は、校外委員長が招集する。
- ・ 校外4役および郊外委役（エリア担当）は、分担・協力して、各活動が円滑に行われるように務める。
- ・ 活動内容

登校班・登校班名簿のやりとり

こども110番の家とのやりとり

地区パトロール表の作成

スクールゾーンの安全対策に関する要望書作成・関係各所とのやりとり

- ・ 年間活動計画案を運営委員会に提案し、年間の活動を総会に報告する。

(選出)

- ・ 校外4役は、次年度2～6年より4名を選出する
- ・ 校外委員（エリア担当）は、各地区（みたけ台・たちばな台・桜台）の地区連絡委員より2名ずつ（計6名）を選出する。
- ・ 地区連絡員は、登校班の保護者の中から1名互選する。
- ・ 選出時期は、2月上旬までとする。
- ・ 委員に欠員が生じた場合、残りの任期を考慮し、校外委員会で必要と決議された場合に限り、補充する。
- ・ 令和元年より校外4役経験者は校外4役のみ永久免除とする。
- ・ 令和4年度より4役経験者は全委員会（校内・校外・推薦）の4役・2役を永久免除とする。但し、本部役員、その他の委員は対象外。

3 推薦委員会

(任務)

推薦委員会は、役員候補者の選出に関する活動を任務とする。

- ・ 任期は4月から翌年の3月の1年間とする。
- ・ 推薦委員会は、推薦委員長が招集する。
- ・ 役員の選出方法については、推薦委員会で決定し、役員選出活動が開始時に会員への提示を行う。

(選出)

- ・ 各学年より1名。
- ・ 教職員2名

令和4年度より2役経験者は全委員会（校内・校外・推薦）の4役・2役を永久免除とする。但し、本部役員、その他の委員は対象外。

4 特別委員会

特別の事項について必要のあるときは、運営委員会の決定によって設けることができる。

- ・ 特別委員会の人数、委員の選出方法、委員長ならびに副委員長の選出方法は、運営委員会によって決定する。
- ・ 特別委員会は、特別委員会委員長が招集する。
- ・ 特別委員会は、その任務を終えたときに解散する。

4. 会計監査に関する細則

（任務）

- ・ 総会で決議された事項に対して適正に行われているかを意見することができる。
- ・ 会計監査委員は必要に応じて会計監査を行うことができる。

（選出）

- ・ 会計監査は、推薦委員会が選出し総会で決定する。

5. 弔事・見舞いに関する規定

- ・ 児童、保護者全員の弔事に際しては、香典 5000 円と供花一基を供える。
- ・ この会の活動中の会員及び児童が傷害を負った場合は、運営委員会の合議で相応のお見舞いをする。
- ・ 上記以外にも、運営委員会が必要と認める場合は、この限りではない。

6. サークル活動についての規定

- ・ サークル活動は、PTA 会員が5名以上集まった場合、運営委員会に申し出、この会の活動と目的に沿ったものと認められた時、運営委員会の協力を得ることができます。
- ・ サークルは、原則としてこの会の会員で構成される。

附 則

細則の改訂

昭和	63年2月(1988年)	一部改訂
平成	3年4月(1991年)	一部改訂
	4年4月(1992年)	一部改訂
	12年2月(2000年)	一部改訂
	13年2月(2001年)	一部改訂
	15年2月(2003年)	一部改訂
	18年2月(2006年)	一部改訂
	21年2月(2009年)	一部改訂
	21年5月(2009年)	一部改訂
	23年2月(2011年)	一部改訂
	24年2月(2012年)	一部改訂
	25年1月(2012年)	一部改訂
	27年9月(2015年)	一部改訂
	28年5月(2016年)	一部改訂
令和	3年3月(2021年)	一部改訂
	4年1月(2022年)	一部改訂
	4年9月(2022年)	一部改訂
	5年1月(2023年)	一部改訂
	5年2月(2023年)	一部改訂
	5年3月(2023年)	一部改訂